

船舶事故調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年3月24日 05時05分頃
発生場所	三重県南伊勢町五ヶ所湾 間鼻島 ^{まばな} 灯台から真方位359° 1.3海里付近 (概位 北緯34°20.4′ 東経136°41.0′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ワイケイ} YKは、南西進中、真珠養殖筏に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年4月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート YK、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	243-36176三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船首部船底外板に擦過傷 真珠養殖筏 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約1.5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時 日出時刻：05時52分頃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、釣りの目的で、法定灯火を表示して、三重県志摩市御座岬西南西方沖に向け、南伊勢町所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航した。 船長は、夜間に操船することが初めてであったが、事故発生場所付近の操船経験が年間約30回あり、真珠養殖筏（以下「本件筏」という。）が設置されていて夜間には本件筏が視認しにくいことを知っていた。 船長は、夜間にGPSプロッターを作動させると画面の明かりで、船首方が見づらくなるので、同プロッターを作動させずに目視のみで見張りを行い、また、見張りを強化する目的で、船首部甲板上に同乗者1人を船首方の見張りに配置した。 本船は、約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、船長が、手動操舵により南西進していたところ、同乗者から止まるよう言われたので、主機を中立としたが、本件筏に乗り揚げた。 船長は、主機を後進にかけるなどして本件筏からの脱出を試みたが、本船を移動させることができなかったため、118番通報し、本船は、海上保安庁から依頼を受けた漁業協同組合所属の漁船に引き出され、自力で本件マリーナに戻った。

	本船の喫水は、船首不明、船尾約 1.0 mであった。
分析	本船は、南西進中、船長が、夜間には視認しにくい本件筏の存在を知っていたものの、GPSプロッターを使用せず、目視のみで船位を確認しながら操船を続けたことから、本件筏に向かっていることに気付かず、本件筏に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、夜間に操船することが初めてであったが、ふだんから操船している慣れた海域であり、また、GPSプロッターを作動させると画面の明かりが目視による見張りの障害となることから、目視のみに頼って操船を続けたものと考えられる。 船長は、船首部甲板上に同乗者を見張りに配置して操船していたことから、本件筏を避けることができると思っていたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、南西進中、船長が、視認しにくい本件筏の存在を知っていたものの、目視のみの見張りに頼り、船位を正確に確認していなかったため、本件筏に向かっていることに気付かず、本件筏に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船長は、夜間、養殖筏等の付近を操船する場合、慣れた海域であっても目視のみに頼らず、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、航行中、定置網や障害物から十分な距離をとること。